

契約の方法及び入札の条件

(条件付一般競争入札 (総合評価方式特別簡易型・簡易型・標準型・復旧型・復興型・事後公表))

1. 契約の方法

- (1) 福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札とする。

2. 入札の条件等

入札の際表示すべき条件は、入札公告及び次のとおりとする。

- (1) 入札書の記載金額
入札説明書による。
(2) 見積内訳書及び見積内訳総括表
入札説明書及び福島県工事等競争入札心得のとおりとする。
(3) 入札保証金
入札説明書による。
(4) 落札者
入札説明書による。
(5) 低入札価格調査制度
入札説明書による。
(6) 契約保証金
入札説明書による。
なお、落札者は別紙「契約等に関するリスト表」(契約の保証について)により契約の保証を付することとする。

- (7) 前金払
福島県財務規則 (以下「規則」という。) 第 112 条で定める前金払は次のとおりとする。
ア 第 1 項に定める前金払
請負代金額の 4 割以内の額 (1 万円未満の端数は切り捨てる。)

イ 第 2 項に定める中間前金払

請負代金額の 2 割以内の額 (1 万円未満の端数は切り捨てる。)

(8) 部分払

規則第 238 条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の 10 分の 9 以内の額 (1 万円未満の端数は切り捨てる。) とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の 10 分の 5 (中間前払金の約定をするときは、10 分の 6 (前払金の約定をしないときは、10 分の 3)) を超えた場合に限る。

なお、部分払の回数は規則第 239 条第 3 項の定めるところによる。

(9) 工期

工期は令和 年 月 日限り (標準工期 2 月 9 日間) とする。ただし、工事の着手時期は契約締結の日から 7 日以内において工事発注者が指定する日とする。

- (10) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

- (11) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は労働者を休業させるよう配慮すること。

- (12) 現場代理人雇等

請負者 (以下「受注者」という。) は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約締結の日から 5 日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。なお、この工事については、契約相手方の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。

(13) 全体スライド条項に基づく請負代金額の変更 (福島県工事請負契約約款 (以下「約款」という。) 第 26 条第 1 項から第 4 項までの規定をいう。)

約款第 26 条第 1 項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が 2 箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事 (受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。) は、第 1 項の請求があった日から起算して 14 日以内に監督員が確認する。

- (14) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更

契約の方法及び入札の条件

(条件付一般競争入札 (総合評価方式特別簡易型・簡易型・標準型・復旧型・復興型・事後公表))

1. 契約の方法

- (1) 福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札とする。

2. 入札の条件等

入札の際表示すべき条件は、入札公告及び次のとおりとする。

- (1) 入札書の記載金額
入札説明書による。
(2) 見積内訳書及び見積内訳総括表
入札説明書及び福島県工事等競争入札心得のとおりとする。
(3) 入札保証金
入札説明書による。
(4) 落札者
入札説明書による。
(5) 低入札価格調査制度
入札説明書による。
(6) 契約保証金
入札説明書による。
なお、落札者は別紙「契約等に関するリスト表」(契約の保証について)により契約の保証を付することとする。

- (7) 前金払
福島県財務規則 (以下「規則」という。) 第 112 条で定める前金払は次のとおりとする。
ア 第 1 項に定める前金払
請負代金額の 4 割以内の額 (1 万円未満の端数は切り捨てる。)

イ 第 2 項に定める中間前金払

請負代金額の 2 割以内の額 (1 万円未満の端数は切り捨てる。)

(8) 部分払

規則第 238 条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の 10 分の 9 以内の額 (1 万円未満の端数は切り捨てる。) とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の 10 分の 5 (中間前払金の約定をするときは、10 分の 6 (前払金の約定をしないときは、10 分の 3)) を超えた場合に限る。

なお、部分払の回数は規則第 239 条第 3 項の定めるところによる。

(9) 工期

工期は令和 9 年 3 月 3 日限り (標準工期 日間) とする。ただし、工事の着手時期は契約締結の日から 7 日以内において工事発注者が指定する日とする。

- (10) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

- (11) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は労働者を休業させるよう配慮すること。

- (12) 現場代理人雇等

請負者 (以下「受注者」という。) は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約締結の日から 5 日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。なお、この工事については、契約相手方の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。

(13) 全体スライド条項に基づく請負代金額の変更 (福島県工事請負契約約款 (以下「約款」という。) 第 26 条第 1 項から第 4 項までの規定をいう。)

約款第 26 条第 1 項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が 2 箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事 (受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。) は、第 1 項の請求があった日から起算して 14 日以内に監督員が確認する。

- (14) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更